

協議第27号

使用料・手数料等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	16 使用料・手数料等の取扱い
<p>1 使用料については、次のとおり取り扱うものとする。ただし、新町における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金並びに減免規定のあり方について、新町において引き続き検討する。</p> <p>(1) 施設使用料については、施設の内容及び建設年度が異なることなどから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、統一するよう調整する。</p> <p>(2) 公営住宅使用料については、家賃の算定方法について、<u>合併する年度の翌年度に再編する。</u></p> <p>(3) 占用料、行政財産使用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。</p> <p>(4) 土木用機械使用料については、合併時に廃止する。</p> <p>(5) 町営バス使用料については、<u>現行のとおりとする。</u></p> <p>(6) 幼稚園使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>2 手数料については、合併時に統一する。</p>	

「協議第27号 使用料・手数料等の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	16 使用料・手数料等の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	1 略 (1) 略 (2) 公営住宅使用料及び特定公共賃貸住宅使用料については、家賃の算定方法について、 <u>合併時までに再編する。</u> (3)及び(4) 略 (5) 町営バス使用料については、 <u>合併時までに調整する。</u> (6) 略 2 略	1 略 (1) 略 (2) 公営住宅使用料については、家賃の算定方法について、 <u>合併する年度の翌年度に再編する。</u> (3)及び(4) 略 (5) 町営バス使用料については、 <u>現行のとおりとする。</u> (6) 略 2 略

区分	使用料の種類	現 況		調整の具体的内容	
		幕別町	忠類村	決定済	再提案
1 使 用 料	公営住宅等使用料	公営住宅	村営住宅	家賃の算定方法について、 <u>合併時までに再編する。</u>	家賃の算定方法について、 <u>合併する年度の翌年度に再編する。</u>
		特定公共賃貸住宅 町営住宅	特定公共賃貸住宅	現行のとおりとする。	現行のとおりとする。
	町村営バス使用料	町営バス		<u>合併時までに調整する。</u>	<u>現行のとおりとする。</u>

区分	番号	手数料の種類	現況				調整の具体的内容			
			幕別町		忠類村		決定済		再提案	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手 数 料	8	情報公開に係る公文書写しの送付に要する費用	当該送付に要する額				当該送付に要する額		当該送付に要する額	
		〃 (FAXにより送付した場合)							(削除)	
	14	租税及び公課に関する証明手数料					合併時に廃止する。 (15他に統合)		(削除)	
	50	土地又は建物に関する証明手数料(現地調査を要しないもの)					合併時に廃止する。 (51に統合)		(削除)	
	51	現況証明手数料	1筆につき	600円	1筆につき	250円	1筆1件につき	500円	1筆につき	600円
							2筆以上1筆増 すごとに	300円		
	54	農業経営基盤強化促進事業に関する嘱託登記手数料	1件につき	5,000円		無料	1件につき	5,000円	1件につき	5,000円
		ア 土地の表示の変更の登記								(削除)
		イ 登記名義人の表示の変更、更正の登記								(削除)
		ウ 所有権移転の登記(相続によるものを除く)								(削除)
55	森林施業計画に基づいた立木の伐採又は譲渡であることの証明手数料					合併時に廃止する。 (85に統合)		(削除)		
59	一般公共用自転車駐車場認定審査手数料	1件につき	5,500円			廃止の方向で調整する。		合併時に廃止する。		
86	その他の閲覧手数料					合併時に廃止する。		(削除)		